

静岡県立富士見学園の移譲について、移譲先法人の募集を行うので公告する。

令和3年8月20日

静岡県知事 川勝平太

1 移譲対象施設

静岡県立富士見学園（富士市大淵2158）

2 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人であって、施設入所支援、生活介護、自立訓練及び短期入所を行う障害者支援施設の運営が可能な能力を備え、利用者の福祉の向上に熱意を有するもの。
- (2) (1)に関わらず、社会福祉法人又はその代表者が次のいずれかに該当する場合は、応募することはできません。

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第3項各号及び第38条第3項のいずれかに該当する者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

ウ 静岡県から指名停止を受けている者

エ 直近3年間の法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者又はその開始決定がされている者

カ 破産法（大正11年法律第71号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされた者又はその開始決定がされている者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者

3 応募手続等

(1) 担当

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁西館2階

静岡県健康福祉部障害者支援局障害者政策課

電話：054-221-3619 FAX：054-221-3267

電子メール：shougai-seisaku@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 公募要項の配布

ア 配布期間 公告の日から令和3年10月28日（木）までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 配布場所 上記(1)に同じ

ウ インターネットの利用による取得

静岡県健康福祉部障害者支援局障害者政策課ホームページからの取得も可能である。

URL：<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-310/shisetsu/fujimi.html>

(3) 説明会・現場見学会

応募者は説明会・現場見学会への参加を必須とし、公募要項に定められた方法により申し込み手続を行うこと。

ア 実施日 令和3年9月10日（金）午後2時から

イ 会場 静岡県立富士見学園

ウ 参加申込書提出期限 令和3年9月3日（金）午後5時（必着）

(4) 募集に関する質問

募集に関する質問は、公募要項に定められた方法により行うこと。

ア 受付期間 令和3年10月15日（金）午後5時まで

イ 回答方法 質問に対する回答は、質問者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあると県が認めたものを除き、説明会・現場見学会に参加した法人全てに回答する。

(5) 提出書類等

公募要項に定められた書類を以下により提出すること。

ア 提出場所 上記(1)に同じ

イ 提出期限 令和3年8月20日（金）から令和3年10月29日（金）（法人の会計処理、財務状況、収支計画に関する書類については、令和3年9月30日（木））午後5時までに上記(1)まで郵送又は持参により提出すること。郵送の場合は、書留郵便で令和3年10月29日（金）（法人の会計処理、財務状況、収支計画に関する書類については、令和3年9月30日（木））午後5時必着。

4 審査方法

提出された書類及びプレゼンテーションに基づき総合的に審査して決定する。

プレゼンテーション

ア 開催日時 令和3年11月29日（月）（予定）

イ 開催場所 静岡市内の県が指定した場所

5 その他

詳細は、公募要項による。